

令和4年3月15日

株式会社大谷工業

一般事業主行動計画（第6回）

【次世代育成支援対策推進法】

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日

2. 内 容

目標1 リフレッシュ休暇と併せて年次有給休暇を取得することによる、計画的な長期連続休暇の取得促進を図る

- (対策)
- ・連続休暇取得実態の把握と公表
 - ・連続休暇取得促進のためのパンフレットを制作し、リフレッシュ休暇と併せて年次有給休暇を取得するようアナウンスする

目標2 子どもの出生時における父親の休暇取得促進を図る

- (対策)
- ・短時間勤務を小学校3年生まで拡大(R3.4～実施済)
 - ・育児休業等の制度についてのパンフレットを作成し、制度の周知を図る
 - ・該当社員の早期把握と個別説明の実施

目標3 ノー残業デーの定着により所定外労働時間の削減を図る

- (対策)
- ・月2回のノー残業デー設定
 - ・各部署の業務効率化及び繁忙平準化の推進
 - ・管理職に対する労働時間管理への意識強化の推進
 - ・やむを得ず実施できない場合の振替ノー残業デーの設定

以上